

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

愛知県人事委員会



8 人 委 第 4 2 1 号

令 和 8 年 1 0 月 6 日

愛知県議会議長 島 倉 誠 殿
愛 知 県 知 事 大 村 秀 章 殿 (各通)

愛知県人事委員会委員長 入 谷 正 章

職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

第1 報告及び勧告の基本原則.....	1
第2 職員の給与について.....	1
1 給与に関する報告及び勧告の考え方.....	1
2 職員給与の状況.....	1
3 民間給与の状況.....	2
(1) 職種別民間給与実態調査.....	2
(2) 調査の実施結果.....	3
4 職員給与と民間給与との比較.....	4
(1) 月例給.....	4
(2) 特別給.....	5
5 賃金・雇用情勢等.....	5
6 国家公務員の給与等.....	6
7 地域手当の支給割合の見直し.....	6
8 職員給与の改定等.....	7
(1) 本年の職員給与の改定.....	7
(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等.....	9
(3) その他の課題.....	10
第3 公務員人事管理について.....	11
1 人材の確保・育成について.....	11
(1) 人材の確保.....	11
(2) 人材の育成.....	12
(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進.....	12
(4) 多様な人材の活躍促進.....	13
2 勤務環境の整備について.....	14
(1) 総勤務時間の縮減.....	14
(2) 多様で柔軟な働き方の推進.....	15
(3) 仕事と生活の両立支援の拡充.....	15
(4) 職員の健康保持.....	16
(5) ハラスメントの防止.....	17
3 公務員倫理の徹底について.....	17
第4 勧告実施の要請.....	18

別紙第2 勧告

1 改定の内容.....	23
2 改定の実施時期.....	24

参考資料

別紙第1

報 告

第1 報告及び勧告の基本原則

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有している。適正な処遇を確保することは、職員の士気を高く保持するとともに、労使関係の安定や公正かつ能率的な行政運営推進の基盤である。

このような基本認識の下、本委員会は、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与等、職員の勤務条件を決定する諸条件について調査及び検討を行い、その結果を踏まえ報告・勧告を行うものである。

第2 職員の給与について

1 給与に関する報告及び勧告の考え方

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施し、その結果に基づき職員給与と民間給与との比較を行い、その均衡を図ること（民間準拠）を基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与等も考慮の上、報告・勧告を行っている。

民間準拠を基本とすることは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること等から、その給与水準は、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるためである。

2 職員給与の状況

本委員会が、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員について実施した「令和8年職員

給与実態調査」によると、本年４月現在の職員の数55,964人であって、その平均年齢は39.8歳、平均経験年数は17.4年となっている。

民間給与との比較は、行政職給料表の適用職員（9,283人、平均年齢40.7歳、平均経験年数18.3年）について行っているが、同表適用職員の本年４月現在の平均給与月額(*1)は404,097円、警察官、教員等を含めた全職員では441,494円となっている。

また、職員の給与水準を国家公務員と比較すると、令和７年４月現在のラスパイレス指数(*2)は101.0となっており、諸手当を除いた本給では、職員が国家公務員を1.0ポイント上回っているが、本給に諸手当を加えた令和８年４月現在の平均給与月額では、職員が国家公務員を24,354円（6.0％）下回っている(*3)。こうしたことから、給与水準の比較を行う場合には、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を加えた平均給与月額との比較も必要である。

(*)1 平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第７項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が決定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定されている職員を除いて算出している。

(*)2 ラスパイレス指数とは、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額（諸手当を除いた本給）を100とし、これに相当する本県職員の給料月額を学歴別、経験年数別に比較したものである。

(*)3 本年４月現在の、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の平均給与月額428,451円と、本県の行政職給料表の適用職員の平均給与月額404,097円を比較した。

（参考資料 第１表、第３表及び第13表 参照）

3 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、名古屋市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所3,597（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した479の事業所を対象に、「令和８年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種27,630人を対象とし、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や特別給の支給状況等を調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、77.1%となっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(参考資料 令和8年職種別民間給与実態調査の概要 参照)

(2) 調査の実施結果

「令和8年職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用があった事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で76.9%、高校卒で54.8%となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で76.4%、高校卒で80.0%であり、据え置いた事業所の割合は、大学卒で23.1%、高校卒で19.2%となっている。

民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	76.9 %	(76.4) %	(23.1) %	(0.5) %	23.1 %
高 校 卒	54.8	(80.0)	(19.2)	(0.8)	45.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は80.4%、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%となっている。

また、一般の従業員（係員）に対し、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.9%となっており、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は40.6%、減額となっている事業所の割合は7.4%となっ

ている。

なお、課長級の従業員については、次の表のとおりである。

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	80.4 %	1.9 %	0.0 %	17.7 %
課 長 級	70.3	2.8	0.0	26.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係 員	% 93.7	% 92.9	% 40.6	% 7.4	% 44.9	% 0.8	% 6.3
課 長 級	81.5	80.7	33.1	7.1	40.5	0.8	18.5

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においてはこれに相当する職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員構成を基礎とする比較（ラスパイレス方式）を行ってきた。

本年4月分の給与について、職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を12,481円（3.09%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－② $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right]$
416,578円	404,097円	12,481円（3.09%）

(2) 特別給

本委員会は、「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、民間における特別給（ボーナス）の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較してきた。

昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額４.７２月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（４.６５月）が民間事業所の特別給の支給割合を０.０７月分下回っている。

職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との較差

		下半期	上半期
民間の 特別給の 支給状況	平均所定内給与月額 A	428,709円	443,822円
	特別給の支給額 B	949,543円	1,113,535円
	特別給の支給割合 B/A	2.21月分	2.51月分
	年間の支給割合 ①	4.72月分	
職員の期末手当及び勤勉手当 の年間の平均支給月数 ②		4.65月分	
較差 ①－②		0.07月分	

(注) 下半期とは令和７年８月から令和８年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

5 賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査地方調査結果」（愛知県県民文化局、事業所規模３０人以上）によると、本年４月の所定内給与及びきまって支給する給与（所定内給与と所定外給与を合わせた給与）は、それぞれ昨年４月に比べ２.２％及び２.０％増加している。

「労働力調査地方集計結果」（愛知県県民文化局）によると、本年４月から６月までの本県の完全失業率は、昨年同期の水準と比べ、０.３ポイント低下して２.０％となっている。

本年４月の本県の有効求人倍率（愛知労働局）は、昨年４月から０.１ポイント低下して１.２１倍（季節調整値）となっている。

本年４月の消費者物価指数（総務省）は、昨年４月に比べ、全国では１.４％、

名古屋市では1.0%上昇している。

本委員会が総務省の全国消費実態調査及び家計調査を基に算定した本年4月の名古屋市における標準生計費は、1人世帯で118,540円、2人世帯で174,940円、3人世帯で204,350円、4人世帯で233,750円となっている。

(参考資料 第27表及び第28表 参照)

6 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、本年の民間給与との比較による月例給及び特別給の引上げ等について報告し、一般職の職員の給与に関する法律等の改正について勧告するとともに、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正について勧告した。それらの概要は別添のとおりである。

7 地域手当の支給割合の見直し

令和6年人事院勧告による社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の一環として、国家公務員においては、地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合の見直しが行われたところであるが、本委員会は、令和6年の職員の給与等に関する報告において、県外の公署に勤務する職員の支給地域及び級地区分・支給割合については、国に準じて改定する必要があるとしたものの、県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合については、引き続き地域差を設けないこととし、当該見直し後の国の地域手当制度の内容や民間賃金指数等を総合的に勘案して、現行の支給割合（8.5%）を変更しないことが適当であるとした。

国の給与制度のアップデート後における他の都道府県の動向を見ると、本県と規模等で類似する団体の多くが国の地域手当制度の見直し内容を踏まえて地域手当の支給割合の引上げを行っている。また、本年8月に知事から、地域手当の支給割合が他の都道府県に比べて低い状況となっており、給料と地域手当のバランスを検証する必要があるとの問題意識を持っているなどとして、県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合について検討を行うよう本委員会に対して要請があった。

本年4月の職員給与は前記2のとおり404,097円、うち給料は347,542円、地域手当を含む諸手当は56,555円となっており、職員給与に占める給料の割合は86.0%となっている。一方、国家公務員給与は人事院の報告によれば428,451円、うち俸給は342,178円、地域手当を含む諸手当は86,273円となっており、国家公務員給与に占める俸給の割合は79.9%となっている。職員給与は国家公務員給与を24,354円下回っているが、職員の給料は国家公務員の俸給を5,364円上回っている。

(参考資料 第13表 参照)

他の都道府県との比較においては、職員給与に占める給料の割合は、本県と規模等で類似する都府県よりも高くなっている。また、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の民間賃金により都道府県別に算出した賃金指数は、本県は全国で上位4番目であるが、地域手当の団体支給率は、全国で上位6番目となっている。

(参考資料 第14表及び第15表 参照)

各都道府県の地域手当の支給水準を見ると、本県の地域手当の支給総額は、給与制度のアップデートによる見直し後の国の支給地域及び級地区分・支給割合(以下「国基準」という。)を適用した場合の支給総額をやや下回っているのに対して、地域手当を支給する他の28団体の全てにおいて、これを上回る水準又は同水準となっている。また、国と異なる内容で地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合を設定する団体は23団体あり、このうち14団体において、その支給総額が国基準を適用した場合の支給総額と同水準となるよう支給割合を設定している。

本委員会としては、従来から、地域手当の支給割合については、公務としての近似性・類似性から、国や他の都道府県の支給状況との均衡を図る必要があると考えているところであり、以上の状況を踏まえると、県内の公署に勤務する職員の地域手当の支給割合については、国基準を適用した場合の支給総額との均衡を図ることとし、職員に国基準を当てはめて算出した9.3%に引き上げることが適当であると考えている。

8 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

職員給与決定の基礎的な諸要素となる民間給与の実態、生計費等の状況及

び人事院の報告・勧告の概要は、以上述べたとおりである。

職員給与は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとする地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づいて決定されるべきものであり、本委員会は、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、職員給与と民間給与との均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

本委員会は、これらの状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があると考える。

ア 月例給

前記４(１)のとおり、本年４月時点で、職員給与が民間給与を12,481円(3.09%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定(*)を行う必要があると考える。

この改定は、本年４月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があると考える。

(*) 民間給与との較差12,481円の改定の内訳は、給料8,749円、地域手当3,727円、諸手当(給料の改定による諸手当の増)5円である。

(給料表)

給料表については、人事院が中堅層以上の職員において昨年を上回る改定や再任用職員において民間の再雇用者の状況を踏まえた改善を行うなど、全ての職員を対象に俸給月額の引上げを勧告したことを踏まえ、人事院が勧告した俸給表の各号俸の額に、一定率を乗ずることを基本として改定する必要があると考える。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表を参考に改定する必要があると考える。

(地域手当)

県内の公署に勤務する職員の地域手当については、前記７において地域手当の支給割合の見直しを行うこととしたことを踏まえ、支給割合を0.8ポイント引き上げ、9.3%に改定する必要があると考える。

(初任給調整手当)

医師等に対する第一種初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定する必要があると考える。

イ 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っていた。

本委員会は、期末手当及び勤勉手当の改定に当たっては、人事院と同様に0.05月単位で改定しており、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする必要があると考える。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要があると考える。

また、指定職給料表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要があると考える。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととした。

本県においても、人事院勧告の内容を考慮して改定する必要があると考える。

(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

ア 転居に関する手当

人事院は、転居を伴う転勤による職員の経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を令和9年4月から新設することとした。

本県においても、人事院の報告内容を踏まえ、本県の実情や他の地方公共団体の動向を考慮した上で、対応を検討する必要があると考える。

イ 広域異動手当

人事院は、公務において広域異動を行う国家公務員の給与水準を調整す

る手当として支給されている広域異動手当について、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させる観点から、その支給割合を引き上げることとした。

地方自治法において、広域異動手当は地方公務員に支給することができる手当として規定されていないが、人事院の報告内容等を踏まえ、本県の実情や他の地方公共団体の動向を考慮した上で、同手当の導入に向けた検討を進めていく必要があると考える。

ウ 特勤手当に準ずる手当

人事院は、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、本土に所在し人口が集中している地区から離れた場所に所在する官署について、当該官署周辺の生活環境の状況にかかわらず同手当の支給対象となるよう、指定基準を令和9年4月から見直すこととした。

本県においても、人事院の報告内容を考慮して対応する必要があると考える。

(3) その他の課題

ア 職務・職責をより重視した新たな給与体系の実現

人事院は、本年の報告において、激しい人材獲得競争が続く中でも、公務に志高く優秀な人材を確保し、定着させることが不可欠であるとして、職務・職責をより重視した新たな給与体系に関する措置の骨格を示し、令和9年夏にその具体的な内容を報告することとしており、本県においても、引き続き国の動向を注視する必要があると考える。

イ 教員給与の取扱い

令和7年6月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律等により、教職調整額の段階的引上げを始めとした取組が進められているところであり、高度専門職にふさわしい処遇等の実現に向けた教員給与の在り方等については、引き続き、文部科学省や他の地方公共団体の動向等を考慮して検討を進めていく必要があると考える。

第3 公務員人事管理について

1 人材の確保・育成について

(1) 人材の確保

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対して、スピード感を持って的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、職員としての能力や公務を担う責任感を備えた多様で有為な人材を継続的に確保していく必要がある。

しかしながら、本県の職員採用を取り巻く環境は、民間企業における旺盛な採用意欲や採用活動における一層の早期化の影響などにより、受験者数の減少や競争倍率低下の傾向にあり、人材の確保は厳しさを増している状況にある。

こうした環境の変化に対応するため、本委員会では、これまでも第1回職員採用試験の前倒し実施や、国家公務員総合職等行政実務経験者採用選考の新設、第1回職員採用試験の行政職へ新たに適性検査「SPI3」を活用した試験区分を導入するなど、任命権者と連携して試験制度の見直し等を行ってきた。今年度は、「SPI3」を活用した試験区分を第1回試験の土木職や一部の警察官採用試験にも拡大したほか、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験において社会福祉に関する区分を増設したところである。引き続き、国や他の地方公共団体及び民間企業の動向を注視しつつ、これまで実施してきた試験制度を不断に検証し、更なる見直しを図る必要があると考える。

また、多様で有為な人材を確保するためには、若年層の給与水準を引き上げて採用市場における競争力を向上させるとともに、より多くの者に本県の受験を選択してもらうことが重要である。

そのため、本委員会では、職員採用情報ウェブサイトやSNSなどを用いて本県の魅力、仕事のやりがい、職員の働き方改革等について広く情報発信を行うとともに、人材確保が特に厳しい専門職においては所管する任命権者と連携しながら関心を持つ層へ働きかけを行うことにより、受験者の確保に努めている。さらに、知事部局においては、本年8月に「あいち県職スタートナビ」の創設や「県庁インターンシップ」の再設計といった人材確保策の

強化が示されたところであり、今後もこうした取組を充実させ、より多くの受験者の確保に繋げていく必要があると考える。

(2) 人材の育成

多様化・複雑化する県政の諸課題に的確に対応するためには、職員一人一人が専門能力を高めながら、更なる能力開発を図る必要がある。

本県では、「愛知県人材育成基本方針」に基づき、職員の意識改革を進め、専門能力を高めるとともに、個々の職員の力を束ねた組織力のより一層の向上を図り、組織全体として「人づくり」に向けた取組を推進することとしている。本年8月には、同方針に基づき、職員のエンゲージメント（職員の働きがい、組織に対する愛着）の向上につなげるため、仕事のやりがいや職場環境、組織運営等に対する意識調査として、「職員のエンゲージメントに関する調査」を実施したところである。

また、今年度、職員の可能性の追求と主体的なキャリア形成を強力に支援するため、庁内公募制度において、応募に係る要件を緩和し、対象分野を拡大するなど、大幅なアップデートを行ったところである。

さらに、生成AIを始めとした新しいデジタル技術の急速な進展に対応できるデジタル人材を育成するため、昨年12月に策定された「あいちDX推進プラン2030」に基づき、知識の習得及びデジタル技術活用能力向上を図るための研修を実施しているほか、民間企業等職務経験者採用試験において、ICTの試験区分で採用した職員を、高度な専門性を有するデジタル人材として、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進に活用しているところである。

本委員会としても、こうした取組を任命権者が積極的に実施し、管理監督者のリーダーシップの下で、組織を挙げて人材育成を促進していく必要があると考える。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが必要である。

現在、職員の主体的な職務の遂行及び能力の開発を促すことを目的として、人事評価制度が実施されており、評価者は面談や被評価者からの日常の報告、

相談等を通じて、必要な指導・助言をした上で評価を行うとともに、評価結果のフィードバックを行い、被評価者の理解と納得を得て、適切な人事管理を行うとされている。

本県における人事評価制度は、公務の特殊性や多様性のため、各任命権者により活用状況は一樣ではないが、評価者・被評価者間で評価結果とその理由について十分にコミュニケーションを図ることで職員の理解と納得が得られるよう努めながら、管理監督者において人材育成やマネジメント力の向上のためのツールとしても積極的に活用し、引き続き適切な人事管理を推進していく必要があると考える。

また、知事部局においては、本年8月に若手職員が能力や意欲に応じて早期に挑戦し、活躍できるよう、早期登用の仕組みを構築する方針が示されたところであるが、こうした仕組みの実効性を高めるためにも、職員の能力や実績を客観的に把握する手段として、人事評価制度を適切に活用していく必要があると考える。

(4) 多様な人材の活躍促進

組織の活力を維持・向上していくためには、多様な人材の活躍促進に向けた取組を推進していくことが必要である。

その中でも、女性職員の活躍促進については、各任命権者において、令和7年度に策定した新たな特定事業主行動計画の中でより高い目標値を設定して、女性職員の積極的な登用などに着実に取り組んでいる。特に知事部局における課長級以上の管理職に占める女性の割合は今年度、登用率・人数ともに過去最高を更新するなど、管理職や課長補佐級班長に占める女性の割合は着実に増加している。

また、民間企業等で有用な職務経験を積んだ者や、国家公務員等で行政実務の経験を積んだ者の採用のほか、かつて本県職員であった者の再採用（カムバック採用）、高齢期職員の能力やモチベーションの維持・向上を図る取組などを引き続き実施することで、これらの人材が培ってきた知識や経験を活用し、組織の活力向上に貢献することが期待されている。

さらに、障害のある職員がその能力を十分に発揮するために必要な配慮を行うとともに、健康上の問題を抱える職員や病気の治療を行いながら働く職

員が安心して働くことができるような職場環境づくりを進めるなど、個々の職員が持てる力を十分に発揮しつつ、その能力や適性に応じて活躍できる組織の実現に向けて取組を推進していく必要があると考える。

2 勤務環境の整備について

(1) 総勤務時間の縮減

ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から、時間外勤務時間を始めとする総勤務時間の縮減は、重要な課題である。

業務改善に向けた取組については、知事部局等において「あいちDX推進プラン2030」に基づいて積極的にデジタル化・DXの推進を図っており、職員が実際に生成AIツールの操作を体験しながら学習できるハンズオン形式の動画研修やグループワーク形式の研修などの取組が進められているところである。

休暇取得を促進する取組については、知事部局等において本年3月に「年次休暇の計画的利用促進要綱」を改正し、1年度に16日の年次休暇の取得を目標とするとともに、年末年始等の大型連休における連続休暇の取得促進や「あいちマイ・ウィーク・プラン」として職員が希望する時期に連続休暇を取得しやすい環境を整備するなど、「休み方改革」が進められている。

また、人事院は、国家公務員について、週休日等に勤務を命じる必要がある場合、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律を改正すべき旨を勧告したところであり、本県においても、同様の制度の導入を検討する必要があると考える。

総勤務時間の縮減のためには、引き続き組織のトップが積極的なリーダーシップを発揮し、デジタル化・DXの推進等による業務の効率化、職場の環境整備及び職員の意識改革に取り組むことが重要である。一方で、これらの取組を行っても長時間労働を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた適正な人員配置に努めることも重要であると考え。

なお、長時間の時間外勤務をせざるを得なかった職員への配慮については、

医師による面接指導を行うこと等とされており、今後も確実に面接指導を受診させるなど、適切に対応する必要があると考える。

教員の長時間労働の縮減については、昨年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受け、愛知県教育委員会は、本年2月に、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画として「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」を改定したところである。引き続き教員の長時間労働の縮減が図られるように、同計画の取組を着実に進める必要があると考える。

(2) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が可能となる環境を整備することは、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、その培った力を最大限発揮し、活躍することにつながるものである。

本県においては、本年1月から、勤務時間の総量を維持した上で1日の勤務時間を柔軟に割り振り、週1日を限度として勤務時間を割り振らない日を設定することができるフレックスタイム制が導入されており、知事部局等においては、同月から、在宅勤務の実施を可能とする場所が見直され、時間単位の在宅勤務を可能とする「ちょこっとワーク」が導入されるなど、多様で柔軟な働き方を推進する取組が拡大されているところである。引き続き人事管理や公務運営への影響等の課題も認識しながら、取組を進めていく必要があると考える。

また、人事院は、国家公務員について、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず取得できる無給休暇を新設するため一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律を改正すべき旨を勧告したところであり、本県においても、同様の制度の導入を検討する必要があると考える。

(3) 仕事と生活の両立支援の拡充

仕事と生活の両立を支援するための環境を整備することは、職員がその能力を最大限に発揮し、着実にキャリアを形成していくために重要な課題である。

本県においては、これまで育児や介護を行う職員を支援する制度の充実を図っており、特に男性職員の育児休業については、昨年度の知事部局等にお

けるその1週間以上の取得率が令和6年度と比較して10.7ポイント上昇し95.2%となるなど効果が表れている。さらに、本年2月に策定された「愛知県職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム2026」では、男性の育児休業に係る新たな目標として、令和12年度までにその1か月以上の取得率を85%とすることとされたところである。引き続き男性職員の育児参画のため、更なる制度の活用に向け積極的に取り組む必要があると考える。

また、子の小学校就学をきっかけに仕事と育児の両立が難しくなる等のいわゆる「小1の壁」対策も課題であることから、部分休業の対象年齢の拡大に相当する制度を導入している都道府県があることも踏まえ、同趣旨の制度の導入も検討する必要があると考える。

一方で、育児休業等を取得しやすい職場環境を整備することも重要である。知事部局等においては、代替職員が配置されず、かつ1か月を超える育児休業又は介護休暇を取得した職員の業務をカバーした職員に対して、育休等カバー休暇を付与するとともに、育休等カバー手当（勤勉手当の加算）を措置する方針が示されたところである。

今後とも、職員本人を始め職場の上司や同僚の意識改革とともに、職場全体でサポートする職場環境づくりを行うことなどにより、引き続き両立支援制度の一層の利用促進を図る必要があると考える。

(4) 職員の健康保持

職員が心身ともに健康な状態を保つことは、職員自身やその家族にとって必要であるばかりでなく、職員が高い士気を持ってその能力を十分に発揮し、公務を効率的かつ的確に遂行するという公務能率の面からも重要である。

本県においては、長期の療養休暇を取得する職員又は傷病を理由として休職する職員のうち、精神及び行動の障害を理由とする者の割合が依然として高い割合で推移しているところ、ストレスチェック制度において、その調査結果を踏まえ実施している職場環境改善研修に加え、今年度から健康リスクが特に高い職場の所属長等を対象に専門家が個別面接を実施し、職場環境の把握及び改善に向けた助言・支援を行うこととされており、ストレスチェック制度の取組の拡大が図られているところである。メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）、メンタルヘルス不調の早期発見及び適切な措置（二次

予防）、職場復帰支援等（三次予防）のそれぞれの観点から、引き続きメンタルヘルス対策のより一層の充実を図る必要があると考える。

また、定年の引上げに伴い高齢期職員の更なる増加が見込まれることも踏まえ、その健康対策の充実を図ることも重要であると考え。

(5) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止は、良好な職場環境、公務能率の維持、職員の心身の健康保持の観点から重要な課題である。

とりわけ、近年、カスタマーハラスメントが深刻な社会問題となっている。本県においては、昨年10月に「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」が施行され、知事部局においては、本年3月に、職員が実際の場面での確に対応できるよう、カスタマーハラスメントの事前防止、初動対応、事後対応のそれぞれのステージ別に、職員がとるべき対応を具体的に解説し、また望ましくない対応を例示する「カスタマーハラスメント対策等マニュアル」が策定されたところである。

本県においては、これまで管理監督者への意識啓発など、各種ハラスメントの発生防止に向けた取組の充実を図ってきたところであるが、これらに加え、ハラスメントが起きた場合に迅速かつ適切に対応し、解決できる職場づくりに向けた取組も重要であると考え。

3 公務員倫理の徹底について

職員は、全体の奉仕者として公正に職務を執行するとともに、高い倫理感を持って行動し、県民からの信頼に応えていく必要がある。

各任命権者においては、これまでも職員倫理週間の設定やコンプライアンス研修の実施など、厳正な服務規律の確保に向けて様々な取組を進めてきたところであるが、職員による不祥事は依然として後を絶たず、今年度においても懲戒処分事案が発生するなど、県民の信頼を損なう事態が生じている。

不祥事を防止するには、職員一人一人が公務員としてのコンプライアンス意識を高く保ち、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚することが重要であるため、任命権者において様々な機会を捉えて服務規律の徹底を図り、日頃か

ら職員と接している管理監督者のリーダーシップの下で、組織を挙げて取り組んでいく必要があると考える。

第4 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき職員の給与その他の勤務条件について適正な処遇を確保するためのものである。

本委員会は、これまで、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準に維持するために勧告を行ってきたところであり、この原則が正しく適用されることが公務の公正かつ効率的な運営に資するものであると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告が速やかに実施されるよう要請するものである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入

※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入〔対象〕
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

(出典) 人事院「令和8年 人事院勧告・報告の概要」より

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ

【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分) 【令和8年4月実施】 ※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

(出典) 人事院「令和8年 人事院勧告・報告の概要」より

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる**無給休暇を新設** ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

- **日単位の無給休暇**
介護に至る前の親の体の調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用
- **時間単位の無給休暇**
いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が**1日に満たない場合でも指定可能**とする見直し等を実施

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 地域手当

愛知県の区域に在勤する職員の地域手当の支給割合を 100 分の 9.3 に改定すること。

(3) 初任給調整手当及び宿日直手当

人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア イ、ウ、エ及びオ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分）とすること。

イ 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とすること。

ウ 指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を 0.6875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分とすること。

エ 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

オ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9 月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(4)については同年 6 月 1 日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	208,600	255,600	290,800	325,900	350,000	385,600	441,300	494,600	550,500	594,200
	2	209,700	256,900	291,900	327,400	351,800	387,400	443,300	500,000	557,300	601,300
	3	211,000	258,300	292,900	328,800	353,600	389,000	445,200	504,900	562,500	607,300
	4	212,100	259,700	293,900	330,300	355,500	390,600	447,000	509,600	566,700	612,200
	5	213,200	261,200	294,900	331,700	357,200	392,300	449,000	513,700	570,200	616,200
	6	214,900	262,600	295,900	332,900	359,000	394,100	450,800	517,100	573,400	619,200
	7	216,600	264,000	296,900	334,000	360,900	395,600	452,600	520,100	576,400	621,600
	8	218,200	265,400	297,900	335,200	362,500	397,200	454,400	522,600	578,900	623,500
	9	219,700	266,900	299,000	336,600	364,100	398,600	456,100	524,700	581,000	
	10	221,400	268,100	300,100	338,200	365,800	400,200	457,600			
	11	223,100	269,400	301,100	339,900	367,600	401,800	459,100			
	12	224,700	270,700	302,100	341,500	369,300	403,300	460,600			
	13	226,200	271,900	303,100	343,100	370,800	405,300	462,200			
	14	227,900	273,200	304,500	344,700	372,400	407,200	463,500			
	15	229,700	274,500	305,800	346,400	374,100	409,100	464,800			
	16	231,400	275,700	307,000	348,000	375,600	411,000	466,000			
	17	232,600	276,800	308,300	349,600	376,900	412,500	467,200			
	18	234,200	277,900	309,600	351,300	378,600	414,300	468,600			
	19	235,900	279,000	311,000	353,000	380,300	416,000	469,900			
	20	237,400	280,200	312,200	354,700	381,900	417,700	471,100			
	21	238,900	281,100	313,300	356,100	383,000	419,400	472,300			
	22	240,500	282,100	314,500	357,800	384,500	420,800	473,100			
	23	242,200	283,100	315,800	359,500	386,100	422,200	474,000			
	24	243,800	284,100	317,200	361,200	387,600	423,700	474,800			
	25	245,400	285,100	318,500	362,400	389,300	425,100	475,400			
	26	247,100	286,100	319,600	364,300	391,100	426,300	476,000			
	27	248,500	286,900	320,600	366,000	392,800	427,500	476,600			
	28	249,800	287,800	321,600	367,700	394,500	428,500	477,200			
	29	251,100	288,600	322,800	369,200	395,900	429,600	477,900			
	30	252,200	289,400	324,100	370,800	397,200	430,900	478,700			
	31	253,300	290,300	325,300	372,400	398,500	432,000	479,100			
	32	254,500	291,000	326,500	374,100	399,900	433,100	479,800			
	33	255,600	291,900	327,700	375,800	401,000	433,800	480,400			
	34	256,500	292,700	329,000	377,600	401,900	434,500	480,800			
	35	257,400	293,500	330,500	379,400	402,900	435,100	481,200			
	36	258,400	294,100	331,800	381,300	403,900	435,800	481,600			
	37	259,400	294,800	333,100	382,800	404,800	436,500	482,000			
	38	260,400	295,600	334,400	384,200	405,700	437,100	482,300			
	39	261,300	296,300	335,800	385,600	406,600	437,600	482,600			
	40	262,100	297,000	337,100	387,100	407,400	438,000	482,900			
	41	262,900	297,700	338,500	388,600	408,200	438,400	483,200			
	42	263,500	298,600	339,700	389,400	409,000	438,600	483,500			
	43	264,100	299,300	340,900	390,300	409,800	438,900	483,800			
	44	264,700	300,000	342,100	391,300	410,500	439,200	484,100			
	45	265,300	300,700	343,000	392,300	411,300	439,500	484,400			
	46	265,900	301,400	344,200	393,400	412,000	439,800	484,700			
	47	266,500	302,100	345,400	394,300	412,700	440,100	485,000			
	48	267,200	302,700	346,700	395,300	413,400	440,400	485,300			
	49	267,700	303,400	347,800	396,200	413,900	440,600	485,600			
	50	268,300	304,100	349,100	396,900	414,500	440,900				
	51	268,900	304,900	350,300	397,600	415,100	441,100				
	52	269,400	305,600	351,500	398,200	415,800	441,400				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	269,800	306,100	352,800	398,700	416,200	441,600				
	54	270,200	306,800	353,800	399,300	416,800	441,900				
	55	270,500	307,400	355,000	399,900	417,500	442,300				
	56	270,800	308,100	356,100	400,600	418,000	442,600				
	57	271,100	308,700	356,800	400,900	418,400	442,800				
	58	271,400	309,300	357,700	401,600	419,000	443,100				
	59	271,700	309,900	358,400	402,300	419,600	443,400				
	60	272,000	310,800	359,200	402,900	420,100	443,600				
	61	272,300	311,400	360,000	403,200	420,500	443,800				
	62	272,600	311,900	360,400	403,700	421,000	444,100				
	63	273,000	312,400	361,000	404,300	421,500	444,400				
	64	273,300	312,800	361,700	405,000	422,100	444,600				
	65	273,600	313,300	362,500	405,300	422,400	444,800				
	66	273,900	313,800	363,200	405,900	422,800	445,100				
	67	274,200	314,200	363,900	406,600	423,100	445,400				
	68	274,500	314,700	364,500	407,200	423,600	445,600				
	69	274,800	315,100	365,000	407,600	423,900	445,800				
	70	275,100	315,600	365,600	408,100	424,200	446,100				
	71	275,400	316,000	366,100	408,700	424,500	446,400				
	72	275,700	316,500	366,700	409,200	424,700	446,600				
	73	276,000	317,000	367,100	409,700	424,900	446,800				
	74	276,300	317,400	367,600	410,300	425,200					
	75	276,600	317,700	367,900	410,700	425,500					
	76	276,900	318,000	368,300	411,100	425,700					
	77	277,200	318,200	368,700	411,500	425,900					
	78	277,500	318,500	369,200	412,000	426,200					
	79	277,800	318,700	369,700	412,400	426,500					
	80	278,100	319,000	370,200	412,800	426,700					
	81	278,400	319,200	370,500	413,200	426,900					
	82	278,700	319,400	370,900	413,700	427,200					
	83	279,000	319,700	371,300	414,100	427,500					
	84	279,400	319,900	371,700	414,500	427,700					
	85	279,700	320,200	372,000	414,800	427,900					
	86	280,000	320,400	372,400	415,300						
	87	280,300	320,700	372,800	415,700						
	88	280,600	321,000	373,300	416,100						
	89	280,900	321,300	373,500	416,400						
	90	281,200	321,600	373,900							
	91	281,500	321,900	374,300							
	92	281,800	322,200	374,700							
	93	282,100	322,400	374,900							
	94		322,600	375,200							
	95		322,900	375,600							
	96		323,400	375,900							
	97		323,600	376,200							
	98		323,900	376,600							
	99		324,200	377,000							
	100		324,600	377,400							
	101		324,800	377,900							
	102		325,100	378,300							
	103		325,400	378,700							
	104		325,700	379,100							
	105		325,900	379,700							
	106		326,200	380,100							
	107		326,500	380,400							
	108		326,800	380,700							
	109		327,000	381,100							
	110		327,300								
	111		327,700								
	112		328,000								

	113		328,200									
	114		328,400									
	115		328,700									
	116		329,100									
	117		329,400									
	118		329,600									
	119		329,900									
	120		330,200									
	121		330,500									
	122		330,700									
	123		331,000									
	124		331,300									
	125		331,600									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		222,300	251,600	297,100	319,900	337,000	365,300	412,000	449,600	507,700	595,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	240,100	261,800	285,100	324,700	362,000	384,700	417,000	454,300	502,900
	2	242,700	264,000	287,100	325,700	363,500	386,600	418,800	456,000	509,000
	3	245,100	266,200	289,200	326,600	364,900	388,300	420,400	457,500	514,000
	4	247,500	268,500	291,300	327,500	366,400	390,000	422,100	459,000	518,300
	5	249,900	270,700	293,400	328,100	368,000	391,600	423,700	460,500	522,300
	6	252,300	272,700	294,700	328,800	369,500	393,400	425,300	462,200	525,800
	7	254,800	274,800	296,000	329,500	370,900	395,100	426,900	463,600	528,700
	8	257,000	276,600	297,300	330,200	372,300	396,700	428,500	465,000	531,300
	9	259,200	278,400	298,700	330,800	373,800	398,200	430,100	466,100	533,500
	10	261,400	280,200	300,000	331,500	375,400	399,900	431,700	467,600	
	11	263,500	281,900	301,200	332,200	377,100	401,500	433,300	469,100	
	12	265,500	283,300	302,400	332,800	378,700	403,100	434,900	470,600	
	13	267,500	284,700	303,600	333,500	380,200	404,800	436,500	471,900	
	14	269,500	286,600	304,700	334,200	381,800	406,400	438,500	473,700	
	15	271,500	287,900	305,700	334,800	383,400	408,000	440,500	475,300	
	16	273,200	289,300	307,100	335,700	384,900	409,600	442,600	476,900	
	17	274,800	290,700	308,200	336,400	386,600	411,200	444,100	478,300	
	18	276,300	292,000	309,300	337,200	388,200	412,800	445,800	480,100	
	19	277,800	293,200	310,400	338,200	389,800	414,400	447,400	481,800	
	20	279,400	294,300	311,600	339,000	391,300	416,000	449,200	483,400	
	21	280,900	295,600	312,800	339,900	392,900	417,600	450,800	484,800	
	22	282,400	296,700	313,400	341,100	394,500	419,200	452,300	485,500	
	23	283,900	297,900	313,900	342,500	396,100	420,900	453,800	486,300	
	24	285,500	299,100	314,500	343,800	397,700	422,600	455,300	487,000	
	25	287,000	300,400	314,900	345,100	399,200	424,400	456,500	487,400	
	26	288,200	301,700	315,500	346,600	400,900	426,400	458,000	487,900	
	27	289,400	302,900	316,000	348,000	402,600	428,200	459,500	488,500	
	28	290,600	304,100	316,500	349,100	404,100	430,200	460,900	489,100	
	29	291,900	305,100	317,000	350,000	405,800	431,900	462,500	489,700	
	30	293,000	306,100	317,600	351,300	407,400	433,300	463,800	490,400	
	31	294,100	307,200	318,100	352,500	409,000	434,500	465,000	490,900	
	32	295,200	308,200	318,600	353,600	410,600	435,800	466,200	491,400	
	33	296,500	309,400	319,100	354,800	412,400	436,900	467,200	491,900	
	34	297,800	310,000	319,700	356,100	414,400	438,000	468,000	492,200	
	35	299,100	310,700	320,100	357,300	416,400	439,000	468,700	492,600	
	36	300,400	311,300	320,500	358,400	418,500	440,000	469,400	493,000	
	37	301,300	311,700	321,000	359,500	420,200	441,100	469,900	493,300	
	38	302,300	312,300	321,600	360,800	421,900	442,300	470,300	493,500	
	39	303,400	312,900	322,200	362,100	423,500	443,400	470,700	493,800	
	40	304,600	313,400	322,700	363,300	425,000	444,500	471,000	494,000	
	41	305,800	313,800	323,400	364,500	426,200	445,700	471,300	494,300	
	42	306,400	314,400	324,100	365,700	427,200	446,500	471,600	494,500	
	43	307,000	315,000	324,800	366,900	428,200	447,300	471,900	494,700	
	44	307,500	315,500	325,400	368,200	429,200	447,900	472,200	494,900	
	45	307,900	315,900	326,000	369,400	430,300	448,400	472,400	495,300	
	46	308,400	316,400	326,800	370,700	431,400	449,200	472,700	495,500	
	47	308,900	317,000	327,600	371,900	432,500	449,900	473,000	495,700	
	48	309,400	317,500	328,300	373,100	433,600	450,500	473,200	495,900	
	49	309,800	318,000	329,100	374,500	434,900	451,200	473,500	496,300	
	50	310,300	318,500	330,200	375,800	435,700	451,600	473,900	496,500	
	51	310,900	319,100	331,200	377,000	436,600	452,200	474,200	496,700	
	52	311,400	319,600	332,200	378,300	437,200	452,800	474,500	496,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	311,900	320,200	333,300	379,200	437,700	453,200	474,700	497,300
	54	312,500	320,800	334,400	380,600	438,400	453,600	475,000	497,500
	55	312,900	321,500	335,400	381,800	439,000	454,100	475,200	497,700
	56	313,300	322,100	336,500	383,000	439,700	454,600	475,500	497,900
	57	313,800	322,700	337,600	384,100	440,000	455,200	475,700	498,300
	58	314,300	323,600	338,700	385,400	440,700	455,700	476,000	
	59	314,800	324,400	339,800	386,900	441,400	456,100	476,300	
	60	315,200	325,100	340,900	388,300	441,900	456,500	476,500	
	61	315,700	325,900	341,800	389,600	442,400	456,900	476,700	
	62	316,100	326,700	343,100	391,100	442,800	457,200	477,000	
	63	316,600	327,500	344,200	392,700	443,300	457,500	477,300	
	64	317,100	328,400	345,300	394,100	443,800	457,800	477,600	
	65	317,600	329,200	346,300	395,300	444,300	458,000	477,800	
	66	318,100	330,100	347,400	396,700	444,700	458,300	478,100	
	67	318,500	330,900	348,600	398,000	445,200	458,600	478,400	
	68	318,900	331,700	349,800	399,500	445,700	458,800	478,700	
	69	319,400	332,600	350,900	400,600	446,200	459,000	478,900	
	70	319,800	333,500	352,000	401,800	446,700	459,300	479,200	
	71	320,200	334,400	353,200	403,000	447,300	459,600	479,500	
	72	320,700	335,300	354,500	404,200	447,800	459,800	479,800	
	73	321,200	336,100	355,200	405,600	448,200	460,000	480,100	
	74	321,700	337,000	356,500	406,800	448,900	460,300		
	75	322,300	337,900	357,800	408,000	449,300	460,600		
	76	322,700	338,700	359,100	409,100	449,500	460,800		
	77	323,300	339,400	360,300	410,200	449,800	461,000		
	78	323,800	340,300	361,800	411,500	450,300	461,400		
	79	324,400	341,200	363,200	412,600	450,600	461,700		
	80	325,000	342,300	364,600	413,800	450,900	461,900		
	81	325,500	343,200	365,900	414,900	451,200	462,100		
	82	326,100	344,100	367,600	415,500	451,600	462,400		
	83	326,800	345,000	369,100	416,000	452,000	462,700		
	84	327,400	346,000	370,600	416,500	452,400	462,900		
	85	328,000	346,900	372,000	417,200	452,700	463,100		
	86	328,600	347,900	373,600	417,800	453,100			
	87	329,400	349,000	375,100	418,400	453,500			
	88	330,100	350,000	376,500	419,000	453,900			
	89	330,800	350,900	377,800	419,300	454,200			
	90	331,400	352,200	379,000	419,800	454,600			
	91	332,100	353,400	380,300	420,300	455,100			
	92	332,800	354,700	381,600	420,800	455,500			
	93	333,300	355,900	382,900	421,200	455,800			
	94	334,000	357,200	384,400	421,600	456,200			
	95	334,900	358,400	386,000	422,100	456,600			
	96	335,800	359,600	387,400	422,600	457,000			
	97	336,500	360,900	388,700	423,000	457,300			
	98	337,300	362,200	389,900	423,600	457,700			
	99	338,100	363,400	391,000	424,100	458,100			
	100	338,900	364,600	392,300	424,500	458,500			
	101	339,800	366,000	393,400	424,800	458,800			
	102	340,800	366,900	394,500	425,200				
	103	341,800	368,000	395,600	425,600				
	104	342,800	369,100	396,700	425,900				
	105	343,600	370,200	397,900	426,200				
	106	344,200	371,300	398,500	426,700				
	107	344,800	372,300	399,100	427,200				
	108	345,400	373,400	399,700	427,700				
	109	345,900	374,600	400,300	428,000				
	110	346,400	375,600	400,800	428,500				
	111	346,800	376,600	401,200	429,000				
	112	347,300	377,500	401,700	429,500				

	113	348,200	378,400	402,100	429,900					
	114	348,800	379,300	402,500	430,400					
	115	349,500	380,300	403,000	430,900					
	116	350,100	381,300	403,500	431,400					
	117	350,700	382,300	403,900	431,800					
	118	351,400	382,700	404,400	432,300					
	119	352,100	383,300	405,100	432,700					
	120	352,800	383,900	405,600	433,200					
	121	353,400	384,200	405,800	433,600					
	122	353,700	384,600	406,300	434,100					
	123	354,200	385,000	406,800	434,500					
	124	354,800	385,400	407,200	435,000					
	125	355,100	385,900	407,700	435,400					
	126		386,300	408,200	435,900					
	127		386,700	408,700	436,400					
	128		387,100	409,200	436,900					
	129		387,500	409,500	437,300					
	130		387,900	410,000						
	131		388,300	410,500						
	132		388,700	411,100						
	133		388,900	411,400						
	134		389,400	411,900						
	135		389,700	412,300						
	136		390,000	412,700						
	137		390,300	413,000						
	138		390,700	413,400						
	139		391,200	413,900						
	140		391,700	414,400						
	141		392,000	414,700						
	142		392,600							
	143		393,100							
	144		393,600							
	145		393,900							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		281,800	295,000	300,000	335,900	355,000	370,900	397,000	436,400	472,300

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	226,600	274,800	409,500	487,000
	2	229,100	276,200	411,100	488,800
	3	231,500	277,600	412,600	490,600
	4	233,800	279,000	414,100	492,500
	5	236,100	280,500	415,600	494,200
	6	238,500	281,700	417,000	495,900
	7	240,700	282,900	418,600	497,800
	8	243,000	284,100	420,000	499,700
	9	245,200	285,500	421,300	501,400
	10	247,400	286,600	422,700	503,000
	11	249,700	287,700	424,300	504,700
	12	252,000	288,900	425,800	506,300
	13	254,300	290,200	427,100	507,800
	14	256,400	292,000	428,600	509,100
	15	258,500	293,700	430,200	510,500
	16	260,700	295,400	431,700	511,900
	17	262,800	297,100	433,100	513,100
	18	264,600	299,200	434,700	513,700
	19	266,300	301,400	436,400	514,300
	20	268,100	303,700	437,900	515,000
	21	269,800	306,000	439,100	515,600
	22	271,100	308,200	440,500	516,200
	23	272,400	310,600	441,900	516,800
	24	273,700	312,800	443,300	517,600
	25	274,900	314,900	444,900	518,200
	26	276,100	316,900	446,300	518,800
	27	277,300	318,800	447,600	519,400
	28	278,500	320,600	449,100	520,100
	29	279,700	322,500	450,500	520,700
	30	280,700	324,500	451,800	521,300
	31	281,800	326,300	453,300	521,900
	32	282,800	328,000	454,900	522,600
	33	283,900	329,800	456,500	523,200
	34	285,000	331,600	457,900	523,900
	35	286,300	333,300	459,500	524,500
	36	287,600	335,000	461,000	525,200
	37	288,800	336,800	462,800	525,800
	38	289,900	338,600	464,300	526,400
	39	291,100	340,400	465,900	527,000
	40	292,300	342,200	467,600	527,700
	41	293,600	343,600	469,100	528,300
	42	294,600	345,500	470,600	528,900
	43	295,600	347,300	471,800	529,500
	44	296,500	349,100	473,000	530,300
	45	297,100	350,900	474,300	530,900
	46	297,900	352,800	475,600	
	47	298,800	354,600	476,800	
	48	299,600	356,400	478,000	
	49	300,300	358,200	479,100	
	50	301,100	360,000	480,400	
	51	301,800	361,800	481,600	
	52	302,600	363,500	482,800	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	303,400	365,200	484,000
	54	304,300	366,600	485,200
	55	305,000	368,100	486,500
	56	305,800	369,600	487,700
	57	306,500	371,200	488,800
	58	307,100	372,800	489,400
	59	307,900	374,400	489,900
	60	308,700	376,000	490,400
	61	309,400	377,600	490,900
	62	310,000	379,200	491,500
	63	310,900	380,900	492,000
	64	311,500	382,400	492,600
	65	312,500	384,000	493,100
	66	313,300	385,600	493,700
	67	314,000	387,300	494,200
	68	314,700	388,800	494,700
	69	315,400	390,300	495,200
	70	316,100	391,900	495,800
	71	316,900	393,400	496,300
	72	317,600	394,900	496,800
	73	318,300	396,400	497,300
	74	319,000	398,000	497,900
	75	319,700	399,700	498,400
	76	320,300	401,200	499,000
	77	320,900	402,600	499,500
	78	321,600	404,000	
	79	322,300	405,500	
	80	322,900	406,800	
	81	323,600	408,100	
	82	324,200	409,500	
	83	324,900	410,800	
	84	325,600	412,200	
	85	326,300	413,300	
	86	327,100	414,700	
	87	327,800	416,000	
	88	328,400	417,400	
	89	329,100	418,600	
	90	330,000	419,900	
	91	330,700	421,000	
	92	331,500	422,200	
	93	332,000	423,500	
	94	332,700	424,600	
	95	333,400	425,800	
	96	334,100	427,000	
	97	334,700	428,400	
	98	335,300	429,400	
	99	336,200	430,500	
	100	336,900	431,500	
	101	337,700	432,400	
	102	338,500	433,400	
	103	339,400	434,500	
	104	340,200	435,600	
	105	340,800	436,400	
	106	341,600	437,300	
	107	342,500	438,200	
	108	343,300	439,100	
	109	343,900	439,900	
	110	344,300	440,700	
	111	344,600	441,500	
	112	345,100	442,400	

	113	345,600	443,000		
	114	346,000	443,700		
	115	346,400	444,400		
	116	346,800	445,100		
	117	347,300	445,700		
	118	347,800	446,200		
	119	348,300	446,500		
	120	348,800	446,800		
	121	349,300	447,100		
	122	349,700	447,400		
	123	350,100	447,700		
	124	350,600	447,900		
	125	351,100	448,100		
	126	351,400	448,400		
	127	351,700	448,800		
	128	352,000	449,000		
	129	352,200	449,200		
	130	352,500	449,500		
	131	352,800	449,800		
	132	353,000	450,000		
	133	353,200	450,200		
	134	353,400	450,500		
	135	353,600	450,800		
	136	353,900	451,000		
	137	354,200	451,200		
	138	354,500	451,500		
	139	354,800	451,800		
	140	355,100	452,000		
	141	355,300	452,200		
	142	355,500	452,500		
	143	355,800	452,800		
	144	356,000	453,000		
	145	356,300	453,200		
	146	356,500	453,500		
	147	356,800	453,800		
	148	357,100	454,000		
	149	357,300	454,200		
	150	357,500	454,500		
	151	357,800	454,900		
	152	358,100	455,100		
	153	358,300	455,300		
	154	358,500			
	155	358,800			
	156	359,100			
	157	359,300			
	158	359,500			
	159	359,800			
	160	360,100			
	161	360,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		272,500	318,200	382,700	479,200

備考(一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にそれぞれ31,200円又は23,400円を加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	226,600	248,500	349,700	380,600	469,300
	2	229,100	250,900	351,600	382,100	470,600
	3	231,500	253,300	353,500	383,700	471,800
	4	233,800	255,900	355,400	385,200	473,100
	5	236,100	258,400	357,100	386,700	474,300
	6	238,500	260,900	359,000	388,100	475,400
	7	240,700	263,300	361,000	389,400	476,600
	8	243,000	265,800	362,800	390,800	477,900
	9	245,200	268,300	364,700	392,400	479,200
	10	247,400	269,900	366,700	393,700	480,500
	11	249,700	271,500	368,700	395,100	481,600
	12	252,000	273,200	370,500	396,400	482,700
	13	254,300	274,800	372,300	397,800	483,900
	14	256,400	276,200	374,100	399,200	484,700
	15	258,500	277,600	375,700	400,400	485,500
	16	260,700	279,000	377,300	401,600	486,500
	17	262,800	280,500	378,900	402,600	487,400
	18	264,600	281,700	380,400	403,900	487,800
	19	266,300	282,900	381,700	405,300	488,300
	20	268,100	284,100	382,900	406,400	488,800
	21	269,800	285,500	384,300	407,400	489,300
	22	271,100	286,600	385,700	408,600	489,700
	23	272,400	287,700	387,200	409,800	490,200
	24	273,700	288,900	388,500	411,000	490,700
	25	274,900	290,200	389,800	412,000	491,200
	26	276,000	292,000	391,300	413,100	491,600
	27	277,100	293,700	392,800	414,200	492,100
	28	278,200	295,400	394,100	415,300	492,700
	29	279,500	297,100	395,300	416,400	493,200
	30	280,600	299,200	396,700	417,700	493,600
	31	281,700	301,400	398,000	418,800	494,100
	32	282,700	303,700	399,400	419,900	494,600
	33	283,800	306,000	400,700	420,900	495,100
	34	284,800	308,200	401,800	422,000	495,500
	35	285,900	310,600	402,900	423,200	496,000
	36	287,000	312,800	404,100	424,500	496,500
	37	288,200	314,900	405,400	425,600	497,000
	38	289,100	316,900	406,500	426,900	497,400
	39	290,100	318,800	407,700	428,000	497,900
	40	291,200	320,600	408,800	429,100	498,400
	41	292,500	322,500	409,900	430,300	499,000
	42	293,600	324,500	411,100	431,600	499,400
	43	294,700	326,300	412,300	432,600	499,900
	44	295,800	328,000	413,400	433,700	500,400
	45	296,700	329,800	414,500	434,900	500,900
	46	297,500	331,600	415,700	436,200	
	47	298,400	333,300	416,900	437,400	
	48	299,200	335,000	418,100	438,600	
	49	299,800	336,800	419,000	439,700	
	50	300,600	338,600	420,200	440,700	
	51	301,300	340,400	421,200	442,000	
	52	302,000	342,200	422,300	443,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	302,800	343,600	423,100	444,500
	54	303,600	345,500	424,300	445,600
	55	304,300	347,300	425,300	446,700
	56	305,000	349,100	426,300	447,800
	57	305,700	350,900	427,400	448,900
	58	306,500	352,800	428,400	450,100
	59	307,300	354,600	429,500	451,300
	60	307,900	356,400	430,700	452,500
	61	308,500	358,200	431,700	453,100
	62	309,200	360,000	432,800	453,900
	63	309,900	361,800	433,900	454,600
	64	310,400	363,500	434,900	455,200
	65	311,200	365,200	435,800	455,500
	66	311,900	366,600	436,800	455,800
	67	312,500	368,100	437,800	456,200
	68	313,100	369,600	438,800	456,600
	69	313,800	371,200	439,600	456,900
	70	314,500	372,700	440,400	457,300
	71	315,100	374,300	441,100	457,600
	72	315,800	375,800	441,900	457,900
	73	316,300	377,200	442,700	458,200
	74	317,100	378,800	443,300	458,500
	75	317,800	380,400	444,000	458,800
	76	318,300	381,800	444,700	459,100
	77	318,900	383,200	445,300	459,300
	78	319,600	384,700	446,000	459,600
	79	320,200	386,300	446,500	459,900
	80	320,800	387,900	447,100	460,100
	81	321,300	389,200	447,500	460,300
	82	321,900	390,500	447,900	460,600
	83	322,500	391,800	448,200	460,900
	84	323,200	393,100	448,400	461,200
	85	323,600	394,200	448,700	461,400
	86	324,000	395,400	449,000	461,700
	87	324,500	396,400	449,300	462,000
	88	325,000	397,500	449,500	462,200
	89	325,400	398,600	449,700	462,400
	90	325,800	399,700	450,000	462,700
	91	326,200	400,800	450,300	463,000
	92	326,600	401,800	450,500	463,200
	93	326,900	402,900	450,700	463,400
	94	327,300	404,000	451,000	
	95	327,700	405,100	451,300	
	96	328,000	406,200	451,500	
	97	328,300	407,200	451,700	
	98	328,700	408,200		
	99	329,000	409,100		
	100	329,400	410,000		
	101	329,800	410,800		
	102	330,100	411,900		
	103	330,400	412,700		
	104	330,700	413,600		
	105	330,900	414,400		
	106	331,200	415,300		
	107	331,500	416,200		
	108	331,700	417,200		
	109	331,900	418,000		
	110	332,100	419,000		
	111	332,400	419,900		
	112	332,700	420,800		

	113	332,900	421,400			
	114	333,100	422,300			
	115	333,300	423,200			
	116	333,600	424,200			
	117	333,900	425,000			
	118	334,100	425,700			
	119	334,400	426,500			
	120	334,700	427,300			
	121	334,900	427,900			
	122	335,100	428,600			
	123	335,300	429,300			
	124	335,700	430,000			
	125	336,000	430,600			
	126		431,300			
	127		431,800			
	128		432,400			
	129		433,000			
	130		433,600			
	131		434,100			
	132		434,600			
	133		434,900			
	134		435,200			
	135		435,400			
	136		435,700			
	137		436,100			
	138		436,400			
	139		436,700			
	140		437,000			
	141		437,300			
	142		437,600			
	143		437,900			
	144		438,200			
	145		438,400			
	146		438,700			
	147		439,000			
	148		439,200			
	149		439,400			
	150		439,700			
	151		440,000			
	152		440,200			
	153		440,400			
	154		440,700			
	155		441,000			
	156		441,200			
	157		441,400			
	158		441,700			
	159		442,000			
	160		442,300			
	161		442,500			
	162		442,800			
	163		443,100			
	164		443,300			
	165		443,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		263,300	315,000	346,400	376,000	467,800

備考(一) この表は、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額にそれぞれ32,200円又は24,600円を加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	259,100	293,600	378,700	488,100	563,100
	2	262,100	295,400	381,100	497,000	569,300
	3	265,300	297,200	383,300	505,700	575,500
	4	268,500	299,000	385,500	513,600	580,900
	5	271,700	300,600	387,700	519,600	584,900
	6	275,100	302,100	390,000	524,300	588,500
	7	278,400	303,600	392,400	528,600	591,200
	8	281,800	305,200	394,900	532,700	593,600
	9	284,800	306,700	397,200	536,800	595,600
	10	286,700	308,500	399,500	540,200	
	11	288,400	310,400	401,600	543,500	
	12	290,000	312,300	403,700	546,800	
	13	291,600	314,200	405,900	549,800	
	14	293,000	316,100	407,500	552,200	
	15	294,300	318,100	409,100	554,600	
	16	295,600	320,100	410,700	556,700	
	17	296,900	322,100	412,400	558,700	
	18	298,100	324,700	413,800		
	19	299,100	327,300	415,200		
	20	300,000	330,100	416,500		
	21	301,400	332,700	418,100		
	22	302,700	335,300	419,700		
	23	304,100	337,900	421,300		
	24	305,500	340,200	422,800		
	25	306,900	342,500	424,300		
	26	308,400	344,600	425,900		
	27	309,800	346,700	427,400		
	28	311,300	348,900	428,900		
	29	312,600	350,900	430,400		
	30	313,900	352,600	431,800		
	31	315,200	354,100	433,100		
	32	316,600	355,700	434,400		
	33	318,100	357,200	435,300		
	34	319,400	358,800	436,600		
	35	320,700	360,400	437,700		
	36	321,500	362,000	438,700		
	37	322,200	363,500	439,700		
	38	323,000	364,900	440,800		
	39	323,900	366,300	441,900		
	40	324,700	367,600	443,100		
	41	325,400	368,900	444,100		
	42	326,200	370,600	445,200		
	43	326,900	372,200	446,400		
	44	327,400	374,100	447,600		
	45	327,900	375,700	448,800		
	46	328,400	377,300	450,100		
	47	328,800	378,900	451,600		
	48	329,200	380,600	453,000		
	49	329,800	382,200	454,400		
	50	330,200	383,800	455,400		
	51	330,600	385,200	456,200		
	52	330,900	386,700	457,000		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	331,200	388,100	457,700
	54	331,600	389,200	458,700
	55	331,900	390,200	459,700
	56	332,300	391,300	460,400
	57	332,600	392,600	461,200
	58	332,900	393,800	462,000
	59	333,300	395,100	462,800
	60	333,600	396,500	463,700
	61	334,000	397,800	464,700
	62	334,300	399,200	465,700
	63	334,600	400,500	466,600
	64	334,900	401,700	467,600
	65	335,300	402,900	468,300
	66	335,700	404,200	469,200
	67	336,100	405,500	470,000
	68	336,400	406,700	470,800
	69	336,800	407,900	471,700
	70	337,100	409,200	472,500
	71	337,500	410,400	473,300
	72	337,900	411,700	474,300
	73	338,200	412,900	475,000
	74	338,600	414,100	475,400
	75	339,100	415,400	475,800
	76	339,500	416,600	476,200
	77	339,900	417,800	476,600
	78	340,400	418,900	477,100
	79	340,800	420,000	477,500
	80	341,200	421,200	477,900
	81	341,600	422,500	478,100
	82	342,100	424,000	478,500
	83	342,400	425,400	478,800
	84	342,700	426,700	479,100
	85	343,100	427,700	479,300
	86	343,500	429,000	479,500
	87	343,900	430,400	479,800
	88	344,200	431,700	480,200
	89	344,500	432,800	480,400
	90	344,800	433,700	480,700
	91	345,200	434,700	481,000
	92	345,600	435,800	481,200
	93	346,100	436,700	481,400
	94	346,500	437,800	481,700
	95	347,000	438,900	482,000
	96	347,500	439,800	482,200
	97	347,900	440,700	482,400
	98	348,300	441,600	
	99	348,600	442,600	
	100	348,900	443,500	
	101	349,200	444,300	
	102	349,500	445,300	
	103	349,800	446,200	
	104	350,100	447,200	
	105	350,500	447,800	
	106	350,900	448,600	
	107	351,400	449,300	
	108	351,800	449,800	
	109	352,200	450,200	
	110	352,700	450,600	
	111	353,100	450,900	
	112	353,500	451,200	

	113	353,800	451,400			
	114	354,300	451,700			
	115	354,700	452,000			
	116	355,100	452,300			
	117	355,400	452,500			
	118	355,800	452,800			
	119	356,300	453,100			
	120	356,800	453,300			
	121	357,000	453,500			
	122	357,400	453,800			
	123	357,700	454,100			
	124	358,000	454,300			
	125	358,200	454,500			
	126	358,500				
	127	359,000				
	128	359,400				
	129	359,600				
	130	360,000				
	131	360,500				
	132	361,000				
	133	361,200				
	134	361,600				
	135	362,000				
	136	362,200				
	137	362,500				
	138	362,900				
	139	363,300				
	140	363,700				
	141	364,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		288,400	340,500	360,400	432,500	539,700

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	261,200	356,500	408,600	484,300	596,100
	2	210,300	265,500	358,500	410,000	494,700	603,100
	3	211,500	268,400	360,500	411,500	504,500	608,300
	4	212,600	271,200	362,500	412,900	514,600	612,700
	5	213,700	273,900	364,500	414,300	524,700	616,600
	6	215,900	275,700	366,500	415,700	534,800	619,700
	7	218,100	277,200	368,600	417,000	543,700	621,800
	8	220,200	278,700	370,500	418,500	551,700	623,800
	9	222,300	280,300	372,400	419,900	559,600	
	10	224,500	282,300	374,100	421,400	566,800	
	11	226,500	284,300	375,700	422,800	572,200	
	12	228,500	286,300	377,300	424,300	576,800	
	13	230,600	288,300	378,900	425,500	579,800	
	14	232,500	290,500	380,100	427,000	581,900	
	15	234,400	292,800	381,100	428,500		
	16	236,300	295,000	382,100	430,100		
	17	238,000	297,200	383,400	431,600		
	18	239,800	299,600	384,600	433,200		
	19	241,700	302,000	385,900	434,800		
	20	243,500	304,500	387,100	436,600		
	21	245,400	306,800	388,300	437,800		
	22	247,200	309,000	389,500	439,200		
	23	249,000	311,200	390,600	440,600		
	24	250,700	313,300	391,600	441,900		
	25	252,400	315,400	392,800	443,300		
	26	254,600	317,400	393,800	444,600		
	27	256,500	319,300	394,700	446,100		
	28	258,400	321,200	395,700	447,600		
	29	260,400	323,200	396,600	448,900		
	30	261,600	324,700	397,300	450,100		
	31	262,700	326,300	398,100	451,700		
	32	263,800	327,800	398,900	453,200		
	33	265,200	329,400	399,500	454,500		
	34	266,500	330,900	400,200	456,000		
	35	268,000	332,400	400,900	457,400		
	36	269,400	333,900	401,700	458,800		
	37	270,800	335,300	402,400	460,200		
	38	272,300	336,400	403,100	461,700		
	39	273,900	337,300	403,900	463,100		
	40	275,500	338,100	404,700	464,500		
	41	276,900	338,800	405,500	465,600		
	42	278,200	339,300	406,600	466,900		
	43	279,700	339,800	407,800	468,400		
	44	281,100	340,200	409,000	469,700		
	45	282,600	340,600	409,700	470,500		
	46	283,900	341,100	410,700	471,300		
	47	285,200	341,600	411,600	472,200		
	48	286,500	342,100	412,300	473,100		
	49	287,700	342,500	413,000	474,000		
	50	288,800	342,900	413,700	474,800		
	51	289,900	343,300	414,300	475,400		
	52	291,000	343,800	414,900	476,200		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	292,100	344,200	415,500	476,600		
	54	293,200	344,600	416,200	477,200		
	55	294,200	345,000	417,000	477,700		
	56	295,200	345,400	417,900	478,200		
	57	296,200	345,800	418,500	478,700		
	58	296,900	346,100	419,300	479,300		
	59	297,400	346,500	420,000	479,800		
	60	298,100	346,900	420,700	480,400		
	61	298,700	347,300	421,300	480,900		
	62	299,300	347,800	422,000	481,500		
	63	299,900	348,500	422,600	482,000		
	64	300,500	349,000	423,300	482,500		
	65	301,100	349,400	424,100	483,000		
	66	301,600	350,000	424,700	483,600		
	67	302,200	350,500	425,300	484,100		
	68	302,700	351,100	426,000	484,600		
	69	303,300	351,600	426,700	485,100		
	70	304,000	352,100	427,200	485,700		
	71	304,700	352,500	427,800	486,300		
	72	305,300	353,100	428,400	486,800		
	73	306,000	353,600	428,900	487,300		
	74	306,600	354,100	429,500			
	75	307,200	354,800	430,200			
	76	307,900	355,500	430,700			
	77	308,600	356,100	431,200			
	78	309,300	356,500	431,700			
	79	310,000	357,200	432,200			
	80	310,600	357,900	432,900			
	81	311,200	358,500	433,300			
	82	311,900	359,200	433,800			
	83	312,600	359,800	434,300			
	84	313,200	360,400	435,000			
	85	313,700	361,000	435,400			
	86	314,400	361,500	435,900			
	87	315,100	361,900	436,500			
	88	315,700	362,200	437,200			
	89	316,200	362,500	437,600			
	90	316,900	363,000	438,100			
	91	317,600	363,300	438,600			
	92	318,200	363,700	439,300			
	93	318,800	364,000	439,700			
	94	319,300	364,300	440,200			
	95	319,900	364,700	440,700			
	96	320,400	365,100	441,400			
	97	320,700	365,600	441,800			
	98	321,100	366,100	442,400			
	99	321,500	366,600	442,900			
	100	322,000	367,200	443,600			
	101	322,400	367,700	444,000			
	102	322,700	368,200	444,500			
	103	323,000	368,600	445,000			
	104	323,400	369,100	445,700			
	105	323,800	369,500	446,100			
	106	324,100	369,900				
	107	324,500	370,400				
	108	324,800	370,800				
	109	325,000	371,300				
	110	325,400	371,700				
	111	325,700	372,100				
	112	325,900	372,500				

	113	326,200	373,000				
	114	326,500	373,500				
	115	326,800	373,900				
	116	327,100	374,300				
	117	327,300	374,800				
	118	327,600	375,200				
	119	327,800	375,600				
	120	328,100	376,000				
	121	328,400	376,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		254,300	301,400	329,900	377,700	443,000	597,500

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの（以下「研究所等」という。）に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	322,400	437,100	494,800	593,500	642,900
	2	324,900	439,800	496,800	599,700	648,800
	3	327,200	442,600	498,800	604,800	653,900
	4	329,500	445,200	500,700	609,600	658,300
	5	331,700	447,700	502,200	614,000	662,400
	6	335,200	450,000	503,900	618,400	665,800
	7	338,800	452,000	505,800	621,800	668,800
	8	342,400	454,100	507,600	624,800	671,500
	9	346,000	456,300	509,400	627,300	
	10	349,600	457,900	511,100	629,600	
	11	353,100	459,500	513,000	632,000	
	12	356,700	461,200	514,800	634,300	
	13	360,200	462,800	516,600	636,600	
	14	363,800	464,300	518,400	639,000	
	15	367,400	465,800	520,200		
	16	370,900	467,200	522,000		
	17	374,400	468,700	523,900		
	18	377,600	470,200	525,800		
	19	381,000	471,700	527,700		
	20	384,200	473,100	529,600		
	21	387,600	474,500	531,600		
	22	390,900	476,000	533,300		
	23	394,200	477,400	535,100		
	24	397,300	478,800	537,000		
	25	400,600	480,300	538,600		
	26	403,000	481,700	540,400		
	27	405,500	483,000	542,200		
	28	407,700	484,300	543,800		
	29	409,700	485,700	545,200		
	30	411,500	487,100	546,900		
	31	413,200	488,500	548,700		
	32	415,000	489,900	550,500		
	33	416,800	491,200	552,000		
	34	418,700	492,600	553,300		
	35	420,300	493,900	554,600		
	36	421,800	495,300	556,000		
	37	423,300	496,700	557,000		
	38	424,800	498,300	558,300		
	39	426,200	500,000	559,600		
	40	427,600	501,500	560,900		
	41	429,100	503,100	562,000		
	42	430,000	504,300	562,800		
	43	430,700	505,400	563,600		
	44	431,400	506,400	564,400		
	45	432,200	507,200	565,300		
	46	432,800	508,100	566,100		
	47	433,400	509,000	566,900		
	48	433,900	509,800	567,600		
	49	434,400	510,500	568,500		
	50	434,800	511,300	569,300		
	51	435,300	512,000	570,000		
	52	435,700	512,600	570,900		

	53	436,200	513,200	571,800		
	54	436,500	513,900	572,600		
	55	436,800	514,500	573,500		
	56	437,200	515,100	574,500		
	57	437,500	515,400	575,300		
	58	437,800	516,000	576,100		
	59	438,100	516,600	576,900		
	60	438,400	517,300	577,600		
	61	438,800	517,800	578,400		
	62	439,100	518,400	579,300		
	63	439,400	519,100	580,300		
	64	439,700	519,800	581,200		
	65	440,000	520,200	582,000		
	66		520,800	582,900		
	67		521,400	583,800		
	68		521,900	584,700		
	69		522,400	585,500		
	70		522,900	586,400		
	71		523,400	587,400		
	72		524,000	588,300		
	73		524,400	589,100		
	74		524,900			
	75		525,300			
	76		525,700			
	77		526,200			
	78		526,800			
	79		527,300			
	80		527,700			
	81		528,200			
	82		528,800			
	83		529,400			
	84		529,900			
	85		530,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		345,000	392,500	453,700	536,800	646,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,900	253,600	289,100	308,600	343,100	391,200	447,700	515,700
	2	216,100	255,000	289,900	309,400	344,600	393,000	449,800	517,100
	3	218,300	256,300	290,600	310,100	346,100	394,600	451,800	518,500
	4	220,400	257,600	291,400	310,900	347,500	396,200	453,700	519,800
	5	222,400	258,800	292,300	311,700	349,100	397,700	455,600	521,100
	6	224,500	259,900	293,100	312,400	350,700	399,400	457,300	522,500
	7	226,500	261,000	293,900	313,100	352,300	401,000	458,900	524,000
	8	228,400	261,900	294,600	313,800	353,800	402,600	460,400	525,200
	9	230,300	263,000	295,300	314,600	355,400	404,200	462,000	526,600
	10	232,200	264,100	296,100	315,300	357,000	406,300	463,300	527,900
	11	234,100	265,200	296,900	316,100	358,600	408,300	464,600	529,300
	12	236,300	266,400	297,700	316,700	360,100	410,300	465,900	530,800
	13	238,000	267,700	298,600	317,400	361,700	411,800	467,200	532,200
	14	240,000	268,900	299,400	318,500	363,300	413,500	468,500	533,300
	15	242,300	270,100	300,100	319,700	364,900	415,200	469,700	534,400
	16	244,400	271,200	300,900	321,000	366,500	416,900	470,800	535,600
	17	246,500	272,200	301,700	322,200	368,100	418,700	472,000	536,800
	18	247,600	273,300	302,600	323,500	369,600	420,200	473,100	537,700
	19	248,700	274,400	303,400	324,600	371,200	421,700	474,400	538,600
	20	249,700	275,400	304,100	325,800	372,700	423,200	475,600	539,500
	21	250,800	276,500	305,000	327,100	374,100	424,600	476,700	540,500
	22	251,600	277,400	305,900	328,300	375,600	425,900	477,500	
	23	252,500	278,200	306,800	329,600	377,100	427,200	477,900	
	24	253,300	279,000	307,500	330,800	378,500	428,300	478,600	
	25	254,300	279,900	308,200	332,000	380,000	429,400	479,100	
	26	255,200	280,700	309,100	333,200	381,500	430,600	479,500	
	27	256,100	281,500	310,000	334,400	383,000	431,700	480,000	
	28	257,000	282,300	310,900	335,700	384,400	432,800	480,400	
	29	257,800	283,000	311,700	337,000	385,900	433,600	480,800	
	30	258,600	283,800	312,700	338,200	387,500	434,400	481,200	
	31	259,300	284,600	313,700	339,500	388,900	435,100	481,500	
	32	260,100	285,500	314,700	340,700	390,400	435,900	481,800	
	33	260,900	286,300	315,700	342,000	391,600	436,400	482,100	
	34	261,500	287,100	316,900	343,100	392,800	437,000	482,400	
	35	262,100	287,700	318,000	344,300	394,000	437,500	482,700	
	36	262,800	288,500	318,900	345,500	395,100	437,900	483,000	
	37	263,500	289,400	319,900	346,800	396,100	438,300	483,300	
	38	264,100	290,200	321,000	348,000	396,900	438,500	483,600	
	39	264,700	291,000	322,100	349,300	397,800	438,800	483,900	
	40	265,200	291,800	323,200	350,400	399,000	439,100	484,200	
	41	265,700	292,500	324,200	351,300	400,000	439,400	484,500	
	42	266,300	293,300	325,400	352,500	401,000	439,700	484,800	
	43	267,000	294,100	326,600	353,600	402,000	440,000	485,100	
	44	267,500	294,800	327,700	354,800	402,900	440,300	485,400	
	45	267,900	295,500	328,700	355,700	403,700	440,500	485,700	
	46	268,500	296,300	329,900	356,600	404,500	440,800	486,000	
	47	268,900	297,100	331,000	357,600	405,500	441,100	486,400	
	48	269,300	297,800	332,100	358,500	406,300	441,400	486,700	
	49	269,700	298,600	333,200	359,400	406,800	441,600	487,000	
	50	270,200	299,400	334,200	360,300	407,600	441,800		
	51	270,700	300,000	335,200	361,400	408,400	442,100		
	52	271,200	300,700	336,400	362,300	409,200	442,500		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	271,500	301,400	337,400	362,800	409,600	442,700		
	54	271,800	302,100	338,300	363,700	410,300	442,900		
	55	272,100	302,800	339,200	364,400	411,100	443,200		
	56	272,400	303,400	340,200	365,300	411,700	443,500		
	57	272,700	304,100	341,100	366,000	412,100	443,700		
	58	273,100	305,000	342,000	366,300	412,600	443,900		
	59	273,400	305,700	343,000	366,700	413,200	444,200		
	60	273,700	306,300	343,900	367,400	413,800	444,500		
	61	274,000	306,800	344,800	368,000	414,200	444,700		
	62	274,300	307,500	345,500	368,700	414,700	444,900		
	63	274,600	308,200	346,200	369,400	415,200	445,200		
	64	274,900	308,800	346,800	370,000	415,700	445,500		
	65	275,200	309,300	347,400	370,700	416,300	445,700		
	66	275,500	309,900	348,200	371,200	416,800	445,900		
	67	275,800	310,700	348,800	371,800	417,500	446,200		
	68	276,100	311,400	349,400	372,400	418,100	446,500		
	69	276,400	312,000	350,000	372,700	418,600	446,700		
	70	276,700	312,500	350,200	373,300	419,100	446,900		
	71	277,000	313,100	350,600	373,700	419,500	447,200		
	72	277,200	313,600	351,100	374,200	419,900	447,500		
	73	277,400	314,200	351,700	374,700	420,200	447,700		
	74	277,700	314,600	352,200	375,200	420,700	447,900		
	75	278,000	314,900	352,700	375,700	421,100	448,200		
	76	278,200	315,200	353,100	376,100	421,500	448,600		
	77	278,400	315,500	353,700	376,400	421,900	448,800		
	78	278,700	315,800	354,200	376,700	422,400			
	79	279,000	316,000	354,700	376,900	422,800			
	80	279,300	316,300	355,200	377,200	423,200			
	81	279,500	316,600	355,700	377,700	423,700			
	82	279,800	316,900	356,000	378,000	424,200			
	83	280,100	317,200	356,200	378,300	424,600			
	84	280,300	317,500	356,500	378,600	425,000			
	85	280,500	317,700	356,900	379,000	425,400			
	86		317,900	357,300	379,300				
	87		318,100	357,600	379,700				
	88		318,300	357,900	380,000				
	89		318,700	358,200	380,400				
	90		318,900	358,400	380,700				
	91		319,100	358,800	380,900				
	92		319,300	359,100	381,200				
	93		319,700	359,300	381,500				
	94		319,900	359,600	381,900				
	95		320,100	359,900	382,300				
	96		320,400	360,100	382,700				
	97		320,700	360,300	383,200				
	98		320,900	360,600	383,600				
	99		321,100	361,000	384,000				
	100		321,400	361,200	384,400				
	101		321,700	361,400	384,900				
	102		321,900	361,600					
	103		322,100	362,000					
	104		322,400	362,200					
	105		322,700	362,400					
	106			362,700					
	107			363,100					
	108			363,500					
	109			363,700					

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		223,500	251,700	283,700	299,200	328,300	374,700	421,400	491,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	270,000	309,600	323,400	347,800	392,500	449,600
	2	238,200	272,100	310,100	323,900	348,900	394,300	451,800
	3	240,000	274,400	310,700	324,400	349,900	396,000	454,000
	4	241,800	276,600	311,200	324,900	350,900	397,800	456,300
	5	243,500	278,800	311,600	325,400	352,000	399,800	458,300
	6	245,400	279,900	312,100	325,900	353,200	401,800	460,300
	7	247,300	280,700	312,600	326,500	354,500	403,900	462,200
	8	249,100	281,600	313,000	326,900	355,700	406,100	464,100
	9	250,800	282,400	313,400	327,400	356,700	407,800	465,800
	10	252,700	283,500	313,900	327,900	357,900	409,900	467,500
	11	254,700	284,600	314,400	328,500	359,100	412,100	469,300
	12	256,600	285,600	314,900	329,000	360,200	414,100	470,900
	13	258,400	286,400	315,300	329,500	361,400	416,000	472,200
	14	260,500	287,100	315,800	330,100	362,500	417,700	473,500
	15	262,500	287,800	316,200	330,800	363,700	419,500	475,200
	16	264,500	288,600	316,700	331,400	364,800	421,300	476,800
	17	266,500	289,700	317,300	332,100	365,900	423,000	478,500
	18	268,600	290,600	317,700	333,000	367,100	424,800	480,200
	19	270,700	291,500	318,200	333,900	368,200	426,800	481,700
	20	272,700	292,500	318,600	334,800	369,300	428,500	483,100
	21	274,700	293,500	319,100	335,700	370,400	430,300	484,200
	22	275,900	294,500	319,500	336,700	371,600	432,000	485,500
	23	277,000	295,400	320,000	337,600	372,700	433,800	486,900
	24	278,000	296,400	320,400	338,400	373,900	435,600	488,400
	25	279,200	297,200	320,900	339,200	374,900	437,300	489,400
	26	280,000	298,200	321,500	340,100	376,200	439,000	490,000
	27	280,800	299,100	322,200	341,000	377,500	440,800	490,700
	28	281,600	300,000	322,900	342,000	378,800	442,700	491,300
	29	282,400	301,000	323,700	342,800	380,100	444,200	492,200
	30	283,100	301,700	324,400	343,900	381,600	445,700	493,000
	31	283,800	302,400	325,100	345,000	383,100	447,200	493,800
	32	284,400	303,100	325,900	346,100	384,600	448,600	494,600
	33	285,100	303,700	326,700	347,300	385,900	449,800	495,300
	34	285,800	304,400	327,500	348,400	387,400	450,900	496,000
	35	286,400	304,900	328,200	349,500	388,800	452,100	496,700
	36	286,900	305,300	328,900	350,600	390,200	453,300	497,500
	37	287,400	305,700	329,800	351,700	391,600	454,600	498,300
	38	288,100	306,300	330,600	352,800	392,700	455,800	499,200
	39	288,800	306,800	331,400	353,900	394,100	457,000	499,900
	40	289,500	307,200	332,200	355,100	395,400	458,200	500,600
	41	290,200	307,600	332,900	355,900	396,700	459,400	501,400
	42	290,800	308,100	333,800	357,000	398,100	460,400	
	43	291,500	308,500	334,800	358,100	399,500	461,600	
	44	292,200	309,000	335,800	359,100	400,800	462,700	
	45	293,000	309,500	336,700	360,000	402,300	463,700	
	46	293,700	309,900	337,700	361,000	403,500	464,200	
	47	294,400	310,400	338,700	362,000	404,700	464,700	
	48	295,000	310,900	339,600	363,000	405,900	465,100	
	49	295,500	311,400	340,500	364,200	407,000	465,700	
	50	296,000	311,800	341,400	365,500	407,900	466,200	
	51	296,400	312,300	342,500	366,700	408,900	466,600	
	52	296,800	312,800	343,500	368,000	409,800	467,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	297,100	313,200	344,300	368,900	410,400	467,700
	54	297,600	313,600	345,200	370,100	411,300	468,100
	55	298,100	314,100	346,200	371,200	412,100	468,400
	56	298,500	314,500	347,100	372,500	412,900	468,700
	57	298,900	315,000	348,000	373,600	413,600	469,100
	58	299,300	315,700	349,000	374,500	414,300	469,500
	59	299,600	316,400	350,000	375,600	415,000	469,800
	60	299,900	317,200	350,900	376,800	415,600	470,100
	61	300,300	317,900	351,800	377,900	416,200	470,500
	62	300,700	318,800	352,900	379,100	416,800	470,900
	63	301,100	319,700	354,100	380,400	417,600	471,200
	64	301,400	320,400	355,400	381,400	418,200	471,500
	65	301,700	321,100	356,100	382,400	418,900	471,900
	66	302,100	322,000	357,200	383,400	419,400	472,300
	67	302,500	322,800	358,300	384,500	420,000	472,600
	68	302,800	323,700	359,200	385,600	420,500	472,900
	69	303,200	324,400	360,300	386,500	420,900	473,300
	70	303,700	325,300	361,100	387,600	421,500	473,800
	71	304,100	326,200	362,200	388,700	421,900	474,100
	72	304,500	327,000	363,300	389,700	422,200	474,400
	73	304,900	327,900	364,400	390,400	422,500	474,800
	74	305,400	328,700	365,600	391,200	423,000	475,200
	75	305,900	329,700	366,700	392,000	423,500	475,500
	76	306,400	330,600	367,900	392,800	423,800	475,800
	77	306,900	331,400	369,000	393,400	424,100	476,200
	78	307,400	332,300	370,100	393,900	424,600	476,600
	79	308,000	333,200	371,100	394,400	425,100	476,900
	80	308,400	334,000	372,200	394,900	425,500	477,200
	81	308,900	334,500	373,100	395,500	425,800	477,600
	82	309,300	335,200	374,200	396,000	426,200	478,000
	83	309,800	336,100	375,100	396,500	426,700	478,300
	84	310,300	336,900	376,100	397,000	427,100	478,600
	85	310,800	337,700	377,000	397,400	427,500	479,000
	86	311,200	338,500	377,800	397,800		
	87	311,700	339,500	378,600	398,500		
	88	312,200	340,500	379,400	399,000		
	89	312,600	341,400	380,100	399,300		
	90	313,100	342,500	380,700	399,800		
	91	313,600	343,500	381,300	400,100		
	92	314,100	344,500	381,900	400,400		
	93	314,600	345,300	382,300	401,000		
	94	314,900	346,000	382,700	401,500		
	95	315,400	346,700	383,200	402,000		
	96	315,900	347,300	383,600	402,500		
	97	316,400	347,700	384,100	403,100		
	98	317,000	348,000	384,500	403,600		
	99	317,400	348,600	385,000	404,100		
	100	317,800	349,200	385,400	404,500		
	101	318,200	349,600	385,700	405,200		
	102	318,600	350,100	386,300	405,700		
	103	319,000	350,700	386,600	406,200		
	104	319,300	351,200	386,900	406,700		
	105	319,600	351,600	387,300	407,300		
	106	320,000	352,100	387,800	407,700		
	107	320,400	352,600	388,300	408,200		
	108	320,700	353,100	388,800	408,700		
	109	320,900	353,500	389,300	409,300		
	110	321,200	353,800	389,800			
	111	321,400	354,100	390,300			
	112	321,700	354,500	390,700			

113	322,000	354,800	391,100				
114	322,200	355,200	391,500				
115	322,500	355,500	392,000				
116	322,700	355,800	392,600				
117	323,000	356,000	393,000				
118	323,300	356,300	393,500				
119	323,600	356,600	394,000				
120	323,900	356,800	394,500				
121	324,200	357,000	394,800				
122	324,500	357,300					
123	324,800	357,600					
124	325,100	357,900					
125	325,300	358,100					
126	325,500	358,400					
127	325,800	358,700					
128	326,200	358,900					
129	326,400	359,100					
130	326,700	359,300					
131	327,000	359,600					
132	327,400	359,800					
133	327,600	360,100					
134	327,900	360,500					
135	328,200	361,000					
136	328,500	361,400					
137	328,700	361,700					
138	329,000	362,100					
139	329,400	362,500					
140	329,700	362,900					
141	329,900	363,200					
142	330,200	363,600					
143	330,600	363,900					
144	330,900	364,300					
145	331,100	364,600					
146	331,300	365,000					
147	331,600	365,400					
148	331,900	365,800					
149	332,100	366,100					
150	332,300	366,500					
151	332,600	366,900					
152	332,900	367,400					
153	333,300	367,700					
154	333,500						
155	333,700						
156	334,000						
157	334,300						
158	334,600						
159	334,900						
160	335,200						
161	335,700						
162	336,000						
163	336,300						
164	336,600						
165	337,000						
166	337,300						
167	337,600						
168	337,900						
169	338,300						

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		274,800	297,300	305,800	317,700	336,400	378,300	427,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	226,400	282,500	315,200	342,500	385,600	441,300
	2	228,100	283,900	316,100	344,200	387,400	443,300
	3	229,800	285,200	317,000	345,800	389,000	445,200
	4	231,500	286,600	318,000	347,300	390,600	447,000
	5	233,000	288,000	318,900	348,800	392,300	449,000
	6	234,600	289,000	319,800	350,200	394,100	450,800
	7	236,300	290,000	320,700	351,500	395,600	452,600
	8	237,900	291,000	321,500	352,900	397,200	454,400
	9	239,500	292,000	322,300	354,300	398,600	456,100
	10	241,300	292,900	323,400	356,000	400,200	457,600
	11	243,200	293,900	324,600	357,500	401,800	459,100
	12	244,200	294,800	325,700	359,000	403,300	460,600
	13	245,100	295,900	326,900	360,500	405,300	462,200
	14	246,200	296,800	328,000	362,100	407,200	463,500
	15	247,400	297,700	329,200	363,700	409,100	464,800
	16	248,500	298,600	330,300	365,300	411,000	466,000
	17	249,500	299,100	331,400	366,800	412,500	467,200
	18	250,500	299,800	332,500	368,600	414,300	468,600
	19	251,400	300,600	333,600	370,100	416,000	469,900
	20	252,300	301,300	334,600	371,600	417,700	471,100
	21	253,300	302,200	335,700	373,100	419,400	472,300
	22	254,800	303,100	336,800	374,800	420,800	473,100
	23	256,100	304,000	337,800	376,300	422,200	474,000
	24	257,400	305,000	338,800	377,900	423,700	474,800
	25	258,700	306,000	339,800	379,400	425,100	475,400
	26	260,000	306,900	340,700	381,100	426,300	476,000
	27	261,400	307,700	341,700	382,600	427,500	476,600
	28	262,600	308,600	342,900	384,000	428,500	477,200
	29	263,700	309,500	344,000	385,200	429,600	477,900
	30	264,600	310,300	345,000	386,800	430,900	478,700
	31	265,400	311,300	346,100	388,200	432,000	479,100
	32	266,200	312,100	347,200	389,700	433,100	479,800
	33	267,200	313,100	348,400	391,000	433,800	480,400
	34	268,000	314,100	349,500	392,600	434,500	480,800
	35	268,800	315,100	350,600	394,100	435,100	481,200
	36	269,600	316,000	351,600	395,600	435,800	481,600
	37	270,300	317,000	352,700	397,000	436,500	482,000
	38	270,900	317,900	353,700	398,500	437,100	482,300
	39	271,600	318,900	354,700	399,800	437,600	482,600
	40	272,300	319,800	355,700	401,200	438,000	482,900
	41	273,200	320,700	356,700	402,200	438,400	483,200
	42	273,800	321,600	357,600	403,300	438,600	483,500
	43	274,400	322,600	358,400	404,200	438,900	483,800
	44	275,000	323,600	359,200	405,300	439,200	484,100
	45	275,400	324,500	359,800	406,000	439,500	484,400
	46	275,900	325,500	360,400	406,600	439,800	
	47	276,400	326,400	361,100	407,200	440,100	
	48	276,800	327,200	361,700	407,900	440,400	
	49	277,200	328,100	362,300	408,700	440,600	
	50	277,800	329,000	362,900	409,400	440,900	
	51	278,300	330,000	363,400	410,200	441,100	
	52	278,800	330,800	363,900	411,000	441,400	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	279,300	331,800	364,500	411,800	441,600
	54	279,800	332,700	365,000	412,500	441,900
	55	280,200	333,700	365,500	413,200	442,300
	56	280,600	334,600	365,900	413,800	442,600
	57	281,100	335,500	366,300	414,100	442,800
	58	281,500	336,500	366,500	414,700	443,100
	59	281,900	337,400	366,900	415,300	443,400
	60	282,200	338,300	367,500	416,000	443,600
	61	282,600	339,200	367,800	416,400	443,800
	62	283,000	340,000	368,200	417,200	444,100
	63	283,300	340,800	368,600	417,800	444,400
	64	283,600	341,600	369,000	418,400	444,600
	65	284,000	342,400	369,400	418,800	444,800
	66	284,400	343,200	369,900	419,300	445,100
	67	284,700	343,900	370,300	419,900	445,400
	68	285,000	344,600	370,800	420,400	445,600
	69	285,500	345,100	371,000	420,800	445,800
	70	285,800	345,600	371,500	421,300	446,100
	71	286,100	346,100	371,900	421,800	446,400
	72	286,500	346,500	372,300	422,300	446,600
	73	286,900	346,900	372,600	422,800	446,800
	74	287,200	347,400	373,000	423,200	
	75	287,600	347,900	373,600	423,600	
	76	287,900	348,400	374,000	423,900	
	77	288,200	348,700	374,200	424,100	
	78	288,600	349,000	374,500	424,300	
	79	289,000	349,300	374,900	424,600	
	80	289,300	349,600	375,300	424,900	
	81	289,500	349,900	375,600	425,100	
	82	289,800	350,200	375,900	425,400	
	83	290,200	350,400	376,300	425,700	
	84	290,500	350,700	376,700	425,900	
	85	290,700	351,100	377,000	426,100	
	86	291,000	351,500	377,400		
	87	291,400	351,800	377,800		
	88	291,800	352,000	378,000		
	89	292,100	352,500	378,300		
	90	292,300	352,900			
	91	292,600	353,100			
	92	292,900	353,400			
	93	293,200	353,800			
	94	293,500	354,200			
	95	293,900	354,600			
	96	294,200	354,900			
	97	294,400	355,100			
	98	294,700	355,400			
	99	295,000	355,700			
	100	295,300	356,000			
	101	295,600	356,400			
	102	295,900	356,600			
	103	296,200	356,900			
	104	296,500	357,300			
	105	296,700	357,700			
	106	296,900	358,000			
	107	297,200	358,300			
	108	297,500	358,600			
	109	297,800	358,900			
	110	298,200	359,300			
	111	298,500	359,600			
	112	298,700	359,800			

	113	299,000	360,000				
	114	299,200	360,300				
	115	299,500	360,500				
	116	299,900	360,900				
	117	300,200	361,100				
	118	300,500					
	119	300,800					
	120	301,100					
	121	301,300					
	122	301,500					
	123	301,900					
	124	302,200					
	125	302,400					
	126	302,700					
	127	303,000					
	128	303,400					
	129	303,600					
	130	304,000					
	131	304,500					
	132	304,800					
	133	305,000					
	134	305,300					
	135	305,700					
	136	306,000					
	137	306,200					
	138	306,500					
	139	306,800					
	140	307,100					
	141	307,300					
	142	307,500					
	143	307,700					
	144	307,900					
	145	308,300					
	146	308,500					
	147	308,800					
	148	309,100					
	149	309,400					
	150	309,600					
	151	309,900					
	152	310,100					
	153	310,400					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		237,700	281,200	297,200	335,400	365,300	412,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下「児童福祉施設等」という。）に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	771,000
2	832,000
3	892,000
4	976,000
5	1,052,000
6	1,127,000
7	1,207,000
8	1,281,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 (1) 愛知県医療療育総合センターの総長
 (2) 愛知県局設置条例（平成31年愛知県条例第7号）第1条
 に規定する局の長その他の職にある職員で人事委員会
 規則で定めるもの

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	449,000
2	515,000
3	584,000
4	673,000
5	783,000
6	893,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	414,000
3	445,000

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	425,000
2	477,000
3	533,000
4	602,000
5	687,000
6	802,000
7	937,000